

## 角膜移植の基準等に関する作業班開催要領

### （目的）

第1条 角膜移植の基準等に関する作業班（以下「作業班」という。）は、厚生労働省健康局長より参集を求める有識者により、角膜移植に関し、専門的な観点から検討を行うことを目的として開催する。

### （検討事項）

第2条 作業班は、角膜移植に係る基準その他の角膜移植に関する事項について検討を行うものとする。

### （作業班の構成）

第3条 作業班に参集を求める有識者は、10人程度で構成し、角膜移植に関連する学識を有する者とする。

### （任期等）

第4条 参集を求められた有識者の任期は2年とする。ただし、補欠の有識者の任期は前任者の残任期間とする。

2 有識者は、再任されることができる。

### （会議の公開）

第5条 作業班の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、班長は、会議を非公開とすることができる。

2 班長は、作業班における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

### （議事録）

第6条 作業班における議事は、次の事項を定め、議事録に記載するものとする。

る。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した作業班班員の氏名
- 三 議事となった事項

- 2 議事録は、公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、班長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、班長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

(庶務)

第7条 作業班の庶務は、厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室において総括し、及び処理する。

(雑則)

第8条 この開催要領に定めるほか、作業班の運営に必要な事項は、作業班が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月25日から施行する。